

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、別紙のとおり公表します。

令和 4 年 3 月 31 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

令和 3 年 12 月 10 日

太宰府市監査委員 殿

太宰府市長 楠田 大蔵  
(都市整備部建設課)

監査の結果に対する措置の状況について（通知）

監査結果に基づき、次のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

監査指摘事項措置状況報告書（平成 29 年度定期監査及び行政監査）

指摘事項	措置状況（方針）	完了・継続
○道路用地の借入について  相続人が多数となっている土地や所有者の所在把握が困難な土地等については、事業の推進において様々な支障が生じているため、国土交通省がガイドラインを作成している。 道路用地は取得が原則であり、平成 22 年度の土地賃貸借契約締結の起案文書でも、契約相手方と用地買収について今後とも継続協議を行うという確認がとれている。 遺産分割協議が終了していない土地に関して、相続人の一人と賃貸借契約をしているが、その契約の有効性についても検討を行うとともに、国土交通省のガイドライン等を参考にされ、当該用地取得に向けて努力されたい。	用地取得に向け土地管理人（相続人の一人）に相続手続きを促すとともに、市も協力していますが、相続人の数が多く費用負担が相当かかることが予想され、用地買収額では見合わないとの理由で協力が得られない状況です。 なお、国土交通省のガイドラインは、所有者が把握できている本件には適用されず、相続登記をしないまま所有権移転登記を可能とする制度ではありません。 また、道路用地として利用する権原が必要であることから、やむを得ず賃貸借契約を締結しています。賃貸借契約の解除は市道として長い間利用している市民の不利益につながる可能性があります。 所有者不明土地に関しては全国的な問題となっており、現在解消に向け民法や不動産登記法の改正が行われている状況であることから、今後これらの施行状況を見ながら相続手続きを促し、用地取得につなげていきたいと考えています。	継続

令和3年12月10日

太宰府市監査委員 殿

太宰府市長 楠田 大蔵

(観光経済部産業振興課)

監査の結果に対する措置の状況について (通知)

監査結果に基づき、次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査指摘事項措置状況報告書 (令和元年度第1期定期監査及び行政監査)

指摘事項	措置状況 (方針)	完了・継続
<p>○太宰府市農業生産組織組合について</p> <p>太宰府市農業生産組織組合は、市より5万円の補助を受け、事務局を太宰府市役所農政担当課に置くものとして、産業振興課で事務を執り行っている。</p> <p>しかしながら、その活動は、市の事業である「ふるさと水と土保全対策事業(花いっぱい運動)」が主なものとなっており、組合が本来目的とする活動がなされておらず、形骸化した組織となっている。</p> <p>花いっぱい運動の受け皿となっているということであるが、農業生産組織組合の本来の存立意義を整理し、補助金や事務局の必要性について見直しを行われない。</p>	<p>当該組合の構成員は市内農業者の中核的存在であり、花いっぱい運動を通して、世代を超えた農業生産技術の向上のための情報交換等を行っているのも事実です。</p> <p>このことから、補助金や事務局の必要性については、本市と同額を助成しているJA筑紫とも連携して整備を図っていくとともに、組織活動の更なる活性化に向け、会員増加策及び新たな事業展開等について併せて検討することとしています。</p>	継続

令和3年12月10日

太宰府市監査委員 殿

太宰府市教育委員会教育長 樋田 京子

(教育部学校教育課)

監査の結果に対する措置の状況について（通知）

監査結果に基づき、次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査指摘事項措置状況報告書（平成30年度学校監査）

指摘事項	措置状況（方針）	完了・継続
<p>○学校徴収金について</p> <p>学校徴収金は、太宰府市立学校管理運営規則第32条第2項の規定に基づき、公金に準じて適正に取り扱うものとされている。また、その事務手続きは、福岡県教育委員会発行の「学校徴収金等取扱マニュアル」及び太宰府市教育委員会発行の「太宰府市立学校徴収金取扱要領」に従い処理するものとされている。</p> <p>今回、学校監査を行った結果、各学校では、取扱要領によらない事務処理が見られた。また、学校教育課では、そうした学校徴収金に関する現状を把握できていない状況が見られた。</p> <p>学校教育課におかれては、各学校の状況を十分に把握され、取扱マニュアル・取扱要領に従って、適正な事務執行が行われるよう指導されたい。また、給食費の未収金について、その取り扱い方法のルール化を図られたい。</p> <p>取扱要領に定められている学校</p>	<p>学校徴収金については、小・中学校の給食費及び中学校ランチサービスについて、毎年度学校教育課において会計監査を実施し、それぞれ、収納、支出、滞納状況を把握していますが、その他の徴収金は、把握できていない状況があります。引き続き、学校給食会計、ランチサービス会計以外の徴収金についても把握するよう努めます。</p> <p>なお、太宰府市立学校徴収金取扱要領を令和2年4月1日に改正し、それに沿った運用を開始しました。</p> <p>指摘されたチェック体制の明確化と適正な会計処理の確保については、「学校徴収金取扱要領」に規定されている事項を遵守するよう各学校に指導していきます。</p>	継続

<p>徴収金における会計事務組織の編成やチェック体制の明確化については、適正な会計処理を確保するために基本となるものであり配慮されたい。</p>		
--	--	--

令和3年12月10日

太宰府市監査委員 殿

太宰府市教育委員会教育長 樋田 京子

(教育部学校教育課)

監査の結果に対する措置の状況について（通知）

監査結果に基づき、次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査指摘事項措置状況報告書（令和元年度学校監査）

指摘事項	措置状況（方針）	完了・継続
<p><b>○PTAからの補助金や寄付金について</b></p> <p>今回、学校徴収金の監査を実施する中で、太宰府東中学校ではPTAより特別施設整備補助金90,000円が補助され、別通帳にて管理するとともに支出伺いによる決裁を受け執行されていた。さらに、教育活動補助費として72,000円の補助を受け、各学級8,000円ずつ、学級担任に現金で支給され、その執行状況は、それぞれ学級会計報告がなされていた。また、太宰府南小学校ではPTAより学校図書本代200,000円が寄付され、別通帳にて管理するとともに支出伺いによる決裁や図書台帳による管理がなされていた。</p> <p>これらの補助金や寄付金については、取扱要領に規定する学校徴収金とは異なるものの、PTAに対して用途を明確にする必要があるものであり、学校徴収金と同様の取扱いが必要なものであ</p>	<p>PTAと学校間の現金の収受、支払については、太宰府市立学校徴収金取扱要領に規定する学校徴収金とは異なるものの、指摘を受け令和3年度以降の検討課題とします。</p>	継続

<p>と思われる。</p> <p>学校教育課におかれては、これらP T Aからの補助金や寄付金に関し、各学校において学校徴収金の支出に準じた取扱いがなされるような基準の整備を検討されたい。</p>		
--	--	--

令和 3 年 12 月 10 日

太宰府市監査委員 殿

太宰府市教育委員会教育長 樋田 京子

(教育部学校教育課)

監査の結果に対する措置の状況について (通知)

監査結果に基づき、次のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

監査指摘事項措置状況報告書 (令和 2 年度学校監査)

指摘事項	措置状況 (方針)	完了・継続
<p><b>○学校徴収金の未納金に関する取扱いについて</b></p> <p>学校徴収金の未納金については、各学校において未納家庭への督促等や就学援助費からの充当を行うことで、多くの場合卒業までには徴収できている状況であった。</p> <p>しかし、未納金が残ったまま卒業するケースが発生した場合等、回収不能となった後の取扱いが定められていない状況が見受けられた。</p> <p>未納金が回収不能となった場合の不納欠損の手続きも必要なものと思われるため、未納金の取扱いについて実態を踏まえた規程を早急に整備されたい。</p>	<p>各学校においては、引き続き未収入金の回収に努めるとともに不能欠損処理の方法等について、現在、学校教育課で近隣市の状況等を調査しています。</p> <p>指摘を受けた、実態を踏まえた規定の整備について今後検討を行います。</p>	継続

令和4年3月10日

太宰府市監査委員 殿

太宰府市教育委員会教育長 樋田 京子

(教育部学校教育課)

監査の結果に対する措置の状況について (通知)

監査結果に基づき、次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査指摘事項措置状況報告書 (令和3年度学校監査)

指摘事項	措置状況 (方針)	完了・継続
<p>○学校徴収金の未納金に関する取扱いについて</p> <p>学校徴収金の未納金については、各学校において未納家庭への督促等や就学援助費、児童手当からの充当を行うことで、多くの場合卒業までには徴収できている状況であった。</p> <p>未納金が回収不能となった場合の不納欠損の手続きの整備については、以前から指摘しており、未納金の取扱いについて実態を踏まえた規程等を早急に整備されたい。</p>	<p>各学校においては、引き続き未収入金の回収に努めるとともに不能欠損処理の方法等について、現在、学校教育課で他市の状況等を調査・情報交換しています。</p> <p>指摘を受けた、実態を踏まえた規程の整備について他市の状況等に注視して今後の対応を検討していきたいと考えています。</p>	継続

令和4年3月10日

太宰府市監査委員 殿

太宰府市教育委員会教育長 樋田 京子  
(教育部学校教育課 太宰府小学校)

監査の結果に対する措置の状況について (通知)

監査結果に基づき、次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査指摘事項措置状況報告書 (令和3年度学校監査)

指摘事項	措置状況 (方針)	完了・継続
<p><b>○薬品の管理について</b></p> <p>薬品受払簿(理科薬品台帳)を確認したところ、薬品の使用量と在庫量の記載内容が合致しないものが見受けられた。</p> <p>盗難及び紛失の防止を図るため、薬品受払簿による使用量の把握、薬品受払簿と残量との定期的な照合や確認を徹底し、適切な薬品管理に努められたい。</p> <p>特に、毒物及び劇物の管理にあたっては、児童生徒等に危険が及ぶ可能性があることを十分に考慮し、管理に努められたい。</p>	<p>左記の指摘を受け、定期的な照合、確認を行うよう、職員間で周知徹底するように努めます。</p>	完了

令和 4 年 3 月 10 日

太宰府市監査委員 殿

太宰府市教育委員会教育長 樋田 京子

(教育部学校教育課 国分小学校)

監査の結果に対する措置の状況について (通知)

監査結果に基づき、次のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

監査指摘事項措置状況報告書 (令和 3 年度学校監査)

指摘事項	措置状況 (方針)	完了・継続
<p><b>○薬品の管理について</b></p> <p>薬品受払簿(理科薬品台帳)を確認したところ、薬品の使用量と在庫量の記載内容が合致しないものが見受けられた。</p> <p>盗難及び紛失の防止を図るため、薬品受払簿による使用量の把握、薬品受払簿と残量との定期的な照合や確認を徹底し、適切な薬品管理に努められたい。</p> <p>特に、毒物及び劇物の管理にあたっては、児童生徒等に危険が及ぶ可能性があることを十分に考慮し、管理に努められたい。</p>	<p>水酸化カルシウムの量については担当者の記入ミスだったので、すでに訂正しています。</p> <p>ホウ酸とヨウ素液については前担当者が転出しており不明部分があったので、現在量を記入済みです。</p> <p>希釈されたヨウ素液については、薬品簿管理ではないので速やかに廃棄しています。</p>	完了